

本科講座 29 決算整理事項（貸倒処理）

ねらい 決算整理事項の貸倒処理を学習する。

取引先に貸倒れが発生した場合、貸倒れの時期のより、処理の方法が異なります。貸倒れが期中にあった場合には、「本科講座 28」でも学習しましたが、貸倒引当金は使用せずに、全額貸倒損失勘定を使用します。

例 1 得意先の B 商店が倒産し、同店に対する売掛金 500 円が回収不能となった。
 (借方) 貸倒損失 500 (貸方) 売掛金 500

期を越えて貸倒れが判明した時には、売掛金など減少させ、貸倒引当金もその借方に記入して減少させます。ただし実際の貸倒れ金額と貸倒引当金勘定残高との状態により、その仕訳の方法が異なります。貸倒れ金額が貸倒引当金残高より小さい場合は、貸倒引当金の残高を取り崩す仕訳を行います。また、貸倒れ金額が貸倒引当金残高より大きい場合には、貸倒引当金で補いきれなかった不足分を貸倒損失勘定として、計上します。まとめると以下のようになります。

・貸倒れ金額が貸倒引当金残高より少ない場合

貸倒れが発生したら、貸倒引当金勘定を借方に記入し、貸方に相手勘定科目（売掛金や受取手形など）を記入します。これを取り崩しといえます。

例 2 取引先が倒産し、同店に対する売掛金 10,000 円が貸倒れとなった。
 なお貸倒引当金残高が 20,000 円である。
 (借方) 貸倒引当金 10,000 (貸方) 売掛金 10,000

・貸倒れ金額が貸倒引当金残高より大きい場合

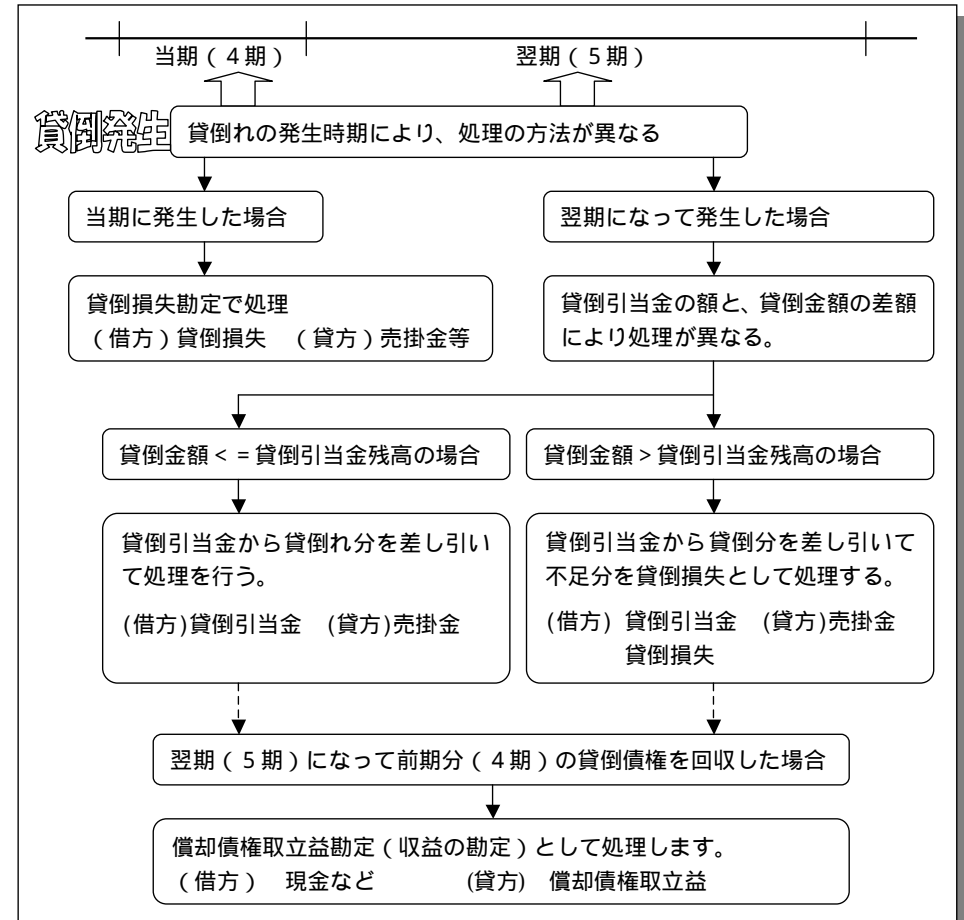
貸倒引当金より貸倒れ金額が大きいということは貸倒引当金だけでは償却できません。この場合は引当金を残額全て使用し、不足分を貸倒損失勘定で処理します。

例 3 取引先が倒産し、同店に対する売掛金 10,000 円が貸倒れとなった。
 なお貸倒引当金残高が 5,000 円である。
 (借方) 貸倒引当金 5,000 (貸方) 売掛金 10,000
 貸倒損失 5,000

また、前期以前に貸倒れ処理した債権を回収した場合は、その回収額を償却債権取立勘定（損益計算書科目の収益）として処理します。

例 4 前期に貸倒れ処理した商店に対する売掛金 2,000 円を、現金で回収した。
 (借方) 現金 2,000 (貸方) 償却債権取立 2,000

貸倒れ処理



確認事項

精算表に関連して、貸倒れの問題が出題された場合には、残高試算表、修正記入欄から計算して損益計算書欄へ記入するのか、貸借対照表欄へ記入するのかを間違えないようにしましょう。

貸倒引当金	精算表では、通常、貸借対照表欄の貸方へ記入
貸倒損失勘定	損益計算書欄の借方へ記入（費用扱い）
貸倒引当金繰入勘定	損益計算書欄の借方へ記入（費用扱い）
償却債権取立勘定	損益計算書科目の貸方へ記入（収益扱い）